

省エネ最適化診断補助金交付要綱

(通則)

第1条 省エネ最適化診断補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を活用し、脱炭素経営に向けた取組を行う市内に事業所を有する事業者等に対し、本市が診断費用を補助することにより、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主で、市内に事業所を有する者。なお、みなし法人を含むその他の私法人についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を受診した中小企業者等で、納付すべき市税に未納がなく、本補助金の対象経費について、国やほかの地方公共団体から同種の補助を受けていない者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないことまたは宗教・政治団体等でないこととする。

(補助対象期間)

第5条 令和5年6月1日以降に事業着手し、当該年度の2月29日までに事業完了を行うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助額)

第7条 補助額は、次のとおりとする。

- 1 A診断（300kL未満）は、9,500円

- 2 B 診断（300kL以上1,500kL未満）は、15,000円
- 3 大規模診断（1,500kL以上）は、21,000円

（補助金交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、省エネ最適化診断補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ最適化診断報告書の写し
 - (2) 履歴事項全部証明書の写し（発行6カ月以内のもの）〔法人の場合〕
 - (3) 代表者本人確認書類の写し（有効期限内のもの）〔個人の場合〕
 - (4) 補助金振込先口座情報（金融機関名・母支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）の確認できる書類（通帳の写し等）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、交付申請に当たっては、宣誓・同意書を提出しなければならない。なお、当該書類の提出があった場合は、同書に記載の事項に宣誓・同意したものとする。

（補助金の交付・不交付）

第9条 市長は、交付申請書兼請求書を受理したときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものであると認めるときは、省エネ最適化診断補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式。以下「交付決定兼確定通知書」という。）により補助対象者に対して通知し、速やかに補助金を交付するものとする。また、不相当と認められた場合には、省エネ最適化診断補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 補助金は、一補助対象者につき一度限りの交付とする。
- 3 補助金の交付は、予算の範囲内において執行するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第10条 市長は、交付決定兼確定通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定もしくは交付決定兼確定通知書に付した条件を満たさないとき。
 - (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。
 - (4) 補助金の使途が暴力団等の利益になると認められるとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に相当する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

(状況報告)

第 11 条 市長は、補助決定者に対し、補助対象事業の遂行または支出状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 補助決定者は、前項に規定する報告の求めがあったときは、市長に対し速やかに当該報告を行わなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第 12 条 本要綱に関する一切の争訟は神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 8 日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から実施する。

(経過措置)

既に、従前要綱の適用を受けていたものについても、本要綱の規定に準ずる。